
議題 テーマ提言について

項目 ASBJ による新規テーマに関する報告

新規テーマに関する報告

1. 法令の改正などを受け、以下の項目を新規テーマとして取り上げることを予定しており、報告致します。
 - (1) 平成 26 年度地方税制改正に伴う連結納税制度に関する実務対応報告の見直し
 - (2) 退職給付会計における複数事業主制度の注記の取扱い
 - (3) 開示規定に関する財務諸表等規則等との整合性

平成 26 年度地方税制改正に伴う連結納税制度に関する実務対応報告の見直し

2. 平成 26 年度地方税制改正の一環として、平成 26 年 3 月 31 日に公布された「地方法人税法」により、地方法人税が創設され、また、同日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により住民税（法人税割）の税率の引き下げが行われた。
3. 本件に対する平成 26 年 3 月決算への対応については、平成 26 年 3 月 27 日に開催された第 284 回企業会計基準委員会の議事概要において周知がなされた。この議事概要において、「実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」及び実務対応報告第 7 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）」について、地方法人税法及び地方税法等改正法の施行日（平成 26 年 10 月 1 日）までに、以下の事項などの改正の検討を行う予定である。」とされている。よって、これらへの対応を図るものである。

退職給付会計における複数事業主制度の注記の取扱い

4. 自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない場合の複数事業主制度については、当該年金制度全体の直近の積立状況等について注記することとされている（退職給付に関する会計基準第 33 項（2））。

この「直近の積立状況等」は、年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額）及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとする（退職給付に関する会計基準の適用指針第 65 項）。
5. ここで、平成 24 年 1 月 31 日付で、厚生労働省通知「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて」が発出されたことにより、平成 24 年度財政決算から、厚生年金基金制度の財務諸表の勘定科目が別紙の通りに変更されている。

具体的には、この改正により、負債勘定には、従来、給付債務（数理債務+責任準備

金（継続基準）を計上していたが、これに代わり、責任準備金（責任準備金（プラスアルファ部分）＋最低責任準備金＋最低責任準備金調整額）を計上することになった。

6. この改正を受けて、適用指針で求められている「直近の積立状況等（年金財政計算上の給付債務の額）」をどのように記載すべきか（注記する金額、名称）実務上の課題が生じている。したがって、これらの厚生労働省通知が発出されたことに伴う対応を図るものである。

開示規定に関する財務諸表等規則等との整合性

7. 平成 26 年 3 月に単体開示の簡素化に係る財務諸表等規則の改正がなされ、連結財務諸表作成会社のうち、会計監査人設置会社は特定財務諸表提出会社とされ、会社法の要求水準に合わせた新たな個別財務諸表の様式によることや、一定の注記については会社計算規則の規定をもって注記できるとする特例が定められた。
8. この単体簡素化を平成 26 年 3 月決算で実施する中で、財務諸表等規則における開示規定と会計基準等における開示規定との間に、例えば、以下のような解釈が明確でないと考えられる事象が生じている。
 - 改正財務諸表等規則では、個別財務諸表において 1 株当たり当期純利益について、連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しないこととされた。したがって、会計基準において同様の規定がある場合でも、注記を要しないこととなる。一方、実務対応報告で 1 株当たり情報に関する注記が定められている場合、財務諸表規則に定められていないものがあり、これらについては、個別財務諸表に注記が求められるか否かが不明確であるとの意見が聞かれる¹。
9. また、単体簡素化とは別に、前項と同様な論点が、連結財務諸表及び個別財務諸表の注記規定において生じている。したがって、前項に記載した論点と同様のものが他に存在しないか検討を行い、必要に応じて見直しを行うことが必要であると考えられる。

以 上

¹ 財務諸表等規則第 1 条第 1 項では、財務諸表等規則に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする¹とされている。

(別紙) 複数事業主制度に係る年金財政の貸借対照表の変更状況

年金財政の貸借対照表

改正前

(借方)

(貸方)

未償却過去勤務債務残高	数理債務 最低責任準備金 (継続基準)
純資産額	
資産評価調整額	
不足金	

- 給付債務 = 数理債務 + 最低責任準備金 (継続基準)

改正後

(借方)

(貸方)

純資産額	責任準備金 (プラスアルファ部分)
	最低責任準備金
資産評価調整額	
不足金	最低責任準備金調整額

- 給付債務という用語は使用されなくなった。
- 未償却過去勤務債務残高は、貸借対照表に計上されないこととなった。